

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県茅ヶ崎市柳島1575番地32

氏 名 株式会社アオキミツル商事  
代表取締役 青木三留

NO COPY  
再複写無効

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年月日 令和元年 7月 29日

許可の有効期限 令和 6年 7月 28日

## 1 事業の範囲

### (1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

### (2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪ゴムくず、⑫金属くず、⑬ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑭鉍さい、⑮がれき類、⑯ばいじん（以上16種類）

※①については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※②については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※④については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑤については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑥については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑫については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑬については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑭については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑮については、石綿含有産業廃棄物を含む。

※⑯については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 21年 7月 29日 新規許可

平成 26年 7月 29日 更新許可

令和 元年 7月 29日 更新許可

令和 元年 8月 2日 変更許可

4 積替え許可の有無

有・無

5 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

有・無

**NO COPY**  
**再複写無効**